

周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務
仕様書

令和8年9月

周防大島町

1 業務の名称

周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務

2 適用の範囲

本仕様書は、周防大島町（以下「本町」という。）が実施する「周防大島町観光振興ビジョン策定支援業務」に適用するものであり、受託者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

3 業務の目的

近年、コロナ禍を経た旅行スタイルの変化やインバウンド需要の拡大など、観光を取り巻く環境は大きく変化している。本町においては、平成 28 年度に観光交流人口 100 万人を達成し、令和元年度に過去最多となる約 107 万人の観光客を記録したが、コロナ禍を経て観光客数が以前の水準まで回復していない状況にある。また、コロナ禍以前から続く長期的な宿泊客数の減少、観光客ひとりあたりの消費額の伸び悩みといった課題に直面している。

こうした背景の中、観光業に携わる各種団体や事業者等と協力し、本町が目指すべき観光の将来像と基本的な方向性を示すとともに、町内の地域資源を最大限に活かし、持続可能で魅力のある観光地域づくりを推進するための中長期的な方向性と具体的な取組方針を明確化した「周防大島町観光振興ビジョン」（以下「観光ビジョン」という。）を策定するもの。

4 業務の期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

5 業務の内容

（１） 現状分析

既存の統計データ（入込観光客数、観光消費額、宿泊者数等）や国・山口県の観光動態調査等の公開データ等を活用し、本町の観光の現状及び課題を整理・分析する。あわせて、国・山口県における観光施策の動向や上位計画を把握するとともに、本町に関連する計画・データとの整合を図りながら、本町観光の強みと課題を明らかにする。

（２） ヒアリング調査

町内の観光関連団体・事業者・協議会等を対象に、対面またはオンラインによるヒアリングを実施し、現場の実態や意見・要望を収集・整理する。なお、対象事業者の選定については発注者と協議のうえ決定する。

（３） アンケートの実施

上記（２）でヒアリングをできなかった事業者等を対象に、アンケートを実施し、現場の実態や意見・要望を収集・整理する。なお、対象事業者の選定については発注者と協議のうえ決定する。

（４） 周防大島町観光振興ビジョンの策定

上記（１）から（３）までの結果を踏まえ、以下の内容を検討・策定する。

ア 将来像の設定

最終目標年次を計画策定から 10 年次とし、本町が目指すべき観光地としての将来像及びコンセプトを設定する。

イ 基本方針の策定

将来像の実現に向けた基本的な考え方を整理し、観光振興の方向性を示す基本方針を策定する。

ウ 重点テーマ・施策体系の検討

基本方針に基づき、取り組むべき重点テーマを設定するとともに、施策の体系を整理する。

エ アクションプランの策定

重点テーマごとに、具体的な取組内容、実施時期及び実施主体を整理したアクションプランを策定する。

オ 目標指標（KGI・KPI）の設定

ビジョンの達成状況を測定するための目標指標及び数値目標を設定する。

（５） 概要版の作成

観光ビジョンについて、図や写真等を用いた一般町民に分かりやすい形でのデザイン、レイアウトを検討し、作成する。

（６） 策定委員会の運営支援

観光ビジョンの策定にあたり、周防大島町観光振興ビジョン策定委員会の運営を支援する。委員会の開催は今年度（令和 8 年度）2 回、来年度（令和 9 年度）3 回の計 5 回程度を想定する。受託者においては、配布資料の作成及び議事録の作成を行うとともに、委員会に出席し議事の進行を支援すること。また、委員会の意見を観光ビジョンに反映するよう努めること。

（７） ワークショップの運営支援

観光業に携わる各種団体や事業者等を対象としたワークショップ（2 回）の運営を支援する。受託者においては、ワークショップの内容の検討、資料の作成及び進行等を行うこと。

（８） パブリックコメントの実施支援

ビジョン（案）に対する住民意見の公募（パブリックコメント）の実施を支援する。受託者においては、公表用資料の作成及び意見の集約・整理を行うとともに、寄せられた意見に対する回答原案の作成を支援する。

(9) その他

本業務の実施に資する内容として、独自の提案がある場合は提案書において加えて提案すること。(1) から (8) までに掲げるもののほか、観光ビジョンの策定に関し必要と認められる支援・助言等を行うこと。

6 成果品

本業務完了時に、次の成果品を発注者に提出すること。

(1) 周防大島町観光振興ビジョン

ア 本編（電子データ：PDF 形式）

イ 概要版（電子データ：PDF 形式）

上記ア、イの電子データを CD-R や USB 等に保存の上、紙媒体 1 部と合わせて納品すること。

(2) 業務完了報告書

本業務の実施内容に関する報告書（A4 版 PDF 形式）の電子データを CD-R や USB 等に保存の上、紙媒体 1 部と合わせて納品すること。

(3) 各種データ・会議録等

上記 5 (1) ～ (7) で引用・整理したデータ、策定委員会及びヒアリングの会議録・記録、その他実施が確認できる資料を納品すること。

(4) 納品場所

周防大島町産業建設部商工観光課

(〒742-2301 山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134 番地)

7 その他

(1) 観光ビジョンの作成に当たっては、国や山口県の各種関連計画のほか、本町の総合計画及び特に関連性の高い計画との整合を図ること。

(2) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本町と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行い、仕様に基づいた計画を作成し、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識及び経験並びに能力を有する者とする。

(4) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 受託者は、「周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例」等を遵守

し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (6) 本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととする。ただし、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議の上、貸与を受けることとする。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、本町に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。
- (7) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (8) 成果品の権利は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (9) 本業務が完了した後において、受注者の責により成果品に修正を要する箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足その他必要な措置を講ずるものとする。なお、これらに係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (10) 本業務の実施に際し、第三者に損害を与えた場合はすべて受注者の責任において処理するものとする。
- (11) 本業務の遂行にあたって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として、受託者の負担とする。
- (12) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本町と協議し、これを定めるものとする。